

## 第2項先進医療の新規届出技術について (継続審議分)

先 - 3  
24. 5. 17

整理番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用 <sup>※1※2</sup> (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用 <sup>※2</sup> (「保険外併用療養費」)	受付日 <sup>※3</sup>	事前評価		その他 (事務的対応等)
						担当構成員 (敬称略)	総評	
256	膀胱全摘除術における内視鏡下手術用ロボット支援(膀胱がんに係るものに限る)	膀胱癌	87万円 (1回)	155万2千円	H23.5.2	吉田 英機	否	別紙2
257	ロボット(da Vinci S)支援による根治的子宮体癌手術	子宮体癌	81万4千円 (1回)	40万1千円	H23.5.2	田中 憲一	否	別紙3
258	根治的縦隔腫瘍摘除術における手術用ロボット(da Vinci S)支援	縦隔腫瘍	80万5千円 (1回)	50万1千円	H23.5.2	北村 惣一郎	否	別紙4

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

### 【備考】

○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。